

○第3回行政評価委員会のまとめ（案）について	
委員長	第3回委員会の議事録（案）について、資料3として添付している。特に修正等の意見があれば、発言をお願いしたい。
各委員	特に意見なく、原案として承認。
委員長	次に第3回委員会のまとめ（案）について、議論をした部分を中心に、事務局でまとめたものを資料4として配布している。施策の展開方針ごとに各委員で見てもらい、付け加える意見、修正意見等について、各委員の意見を求める。
	<p><道路・交通></p> <p>1 都市計画道路や主要な一般市道などによって構成する道路網の総合的な検証を行います</p>
各委員	特に意見なく、原案として承認。
	<p>2 人と環境にやさしい公共交通網の充実を図ります</p>
各委員	特に意見なく、原案として承認。
	<p>3 道路や駅前などにおける安全で快適な環境づくりに努めます</p>
各委員	特に意見なく、原案として承認。
	<p>4 道路の着実な整備と、新名神高速道路の整備を見据えた取り組みを進めます</p>
各委員	特に意見なく、原案として承認。
	<p>5 道路や橋梁の管理を適切に行い長寿命化を図ります</p>
各委員	特に意見なく、原案として承認。
	<p><河川・水辺空間></p> <p>1 浸水区域の早期解消をめざして、総合治水の観点から、河川の改</p>

各委員	<p>修や雨水路の整備などを推進します</p> <p>特に意見なく、原案として承認。</p>
各委員	<p>2 河川・水辺空間の利活用や美化活動などを推進します</p> <p>特に意見なく、原案として承認。</p> <p><上下水道></p> <p>1 おいしい水の安定供給を図るため、良好な水源確保や施設の耐震化などを進めます</p>
各委員	<p>特に意見なく、原案として承認。</p> <p>2 下水道（汚水）施設の機能を高めるとともに、下水道普及率の向上などを推進します</p>
各委員	<p>特に意見なく、原案として承認。</p>
委員長	<p>特に修正等の意見もなかったことから、第3回行政評価委員会評価のまとめ（案）は、委員会意見として確定しました。</p> <p>全体を通じて、他に何か意見はありませんか。</p>
委員	<p>今回の行政評価の中の指摘事項等については、委員会としてのまとめに含まれなかった点も含め、説明に来られている各担当室長、各担当課には認識してもらっていると思うが、先日の会議で藤本先生がお話されたように、「取り組みの中で、協働という観点から、縦割りではなく、横の繋がりをもって取り組んでもらうことが必要である」と考えるが、ここでの委員からの意見等については、他の部、課には伝わるのか？また、市民との協働という観点から言えば、協働の窓口の担当課に会議に入ってもらわないと、ここでの意見は、伝わりにくいのではないかと思うので、それについては、どう考えるか？</p>
事務局	<p>確かに協働の視点からのご意見等もあるので、市民協働推進課には、議事録を通じて説明をし、具体的な意見についてはしっかり伝える。</p> <p>また、市民協働推進課の当委員会への出席については、委員からの事</p>

<p>委員</p>	<p>前メールを通じて、調整したところ、本日は、他の予定もあって参加できないが、次回以降の委員会については、公務と調整の上、参加について検討するとの返事をもらっている。</p> <p>「協働」と言えば、協働の担当課が、すべてやるという理屈になっていると思うが、実際には無理であり、地域として重点化して取り組むべき内容については、市民協働推進課が出てきてやるというよりも、各所管課が、重点化する地域を絞って、明確に協働の観点から取り組むということが必要である。何でも、市民協働推進課が関わって、担当することになれば、まちづくりは、すべて市民協働推進課が担うことにもなり、無理がある。</p> <p>すべて市民協働推進課ということではなく、各所管課が協働の観点から、地域を重点化して施策の展開に取り組むようなことを考える必要がある。市民協働推進課にここに出てきてもらうことには、無理がないか。</p>
<p>委員</p>	<p>市民協働推進課にこの委員会に出てきてもらうことが、目的ではなく、関わって知ってほしいということが目的である。</p> <p>市民が情報を持っていて、市のどの部署に伝えれば良いか分からない場合に、市民協働推進課が窓口となるのであれば、そこを窓口にして市役所内部に伝われば良いと考える。</p> <p>委員会での意見がどのように、市の他部署に伝わるのかが、分からないために、メールでの問い合わせを含めてお聞きし、市民協働推進課に直接、意見を聞いていただいた方が、一番理解しやすいのではないかと考えて提案したが、市民協働推進課に負担がかかり過ぎるということであれば、負担がかかり過ぎない範囲で、行ってもらえればよいと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>最終的には、取りまとめた委員会の意見については、庁内で共有される。今回、外部評価に当たっている部局と他部局では確かに温度差があると思うが、次年度以降に外部評価に当たることになるのであるから、一定、注目して見られることになる。ここでの議論で、後で、関わりが出てくる部署については、事務局より伝えてもらうことになるし、それ以外に、特に委員意見として、担当に伝えてほしいということについても、事務局から意見を伝えてもらうことになる。予習をする時間が余りなく、恐縮だが、是非とも担当課に委員会に出席してほ</p>

<p>委員</p>	<p>しいとの希望があれば、事前に伝えることで、出席の検討もしてもらえと思う。今回の意見は委員会意見が纏まる過程についても、担当に知っておいてほしいとの趣旨からと思うが、今、説明したように事務局も考えていると思うので、よろしく願います。</p> <p>市民協働を考えた時に、各施策で担当課は、地域に行ってちゃんと現場と繋がっているのかという点について気になっている。市民協働推進課という部署が設置され、小学校区や自治会で様々な施策を動かすにあたって、各施策そのものの問題というよりも、施策の動かし方が問題になっているように感じる。例えば、市民協働推進課が、市民の意見を吸い上げてきて、庁内で横つなぎの議論をする会議が設けられているのかといったことが課題であると感じるし、それが全体に関わる場あって、庁内に発信して動けるようになるのであれば良いと思う。また、この委員会の意見は、例えば総合計画策定の参考としたり、非常に波及効果が大きい会議であると感じており、何かを工夫をすれば、行政をスムーズに運営することができる一つのきっかけにできるのではないかという可能性を感じている。例えば、今回、市庁内で協働のやり方を整理し、考える一つのきっかけになれば良いとも思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>まとめのところで、各施策の一つ一つの展開方針で議論しきれていないことを活かす、ということも検討したいと思うし、また、今までの発言趣旨も取り入れていきたいと思う。総合計画についても、今回実施している外部評価の目的が総合計画に掲げられている事項そのものであることから、見直すといった場合には、総合計画そのものを見直すことにも繋がってくると思う。一般的な行政評価の手法としては、総合計画の目的を落とし込んだ年々の目的があつて、その年々の目的と事務事業評価の整合性を図り、見直しを行うことになっているのであるが、宝塚市の場合は、そうではなく、評価上、目的自体を議論することになり、出た意見は、目的にも反映するということになる。</p>
<p>委員</p>	<p>市は現在、協働の指針を作成しているところであるが、今、会議で話している「協働」と協働の指針が連動して、初めて事業が推進していくと思う。その協働の指針のパブリックコメントを近い内にとることになるので、協働の指針と連動したものを行政評価委員会意見として書き込めたらと思う。</p>

委員長	以上の意見を踏まえて、我々の役割を再確認できたと思う。 それでは、続けて本日の議題に入ります。
-----	--

『1 市全体の景観ビジョンをより明確にし、それを実現するための取り組みを展開することによって、都市ブランドを高めていきます』	
委員	都市計画マスタープランにおける地区計画と景観形成の地区指定はどのように連動しているのか。
都市整備室長	最初に、地区指定したのは小浜地区という寺内町。当初、地区計画と連動させる形で景観形成地区指定を行うつもりは無かった。その後、地区計画によるまちなみ保全を考えていく中で、緑化保全について市民より相談を受け、景観形成地区指定というツールを利用するようにした。地区計画も、景観形成の地区指定も、基本は地域住民の総意のもとに進めるもの。地域の中には、夜遅くまで門灯を点けておくとか、雨水貯留施設の設置とか、地区計画でも景観形成の地区指定でも決められないようなまちづくりルールについて取り組んでいるところもある。市としては、「地区計画」「景観形成の地区指定」「まちづくりルール」3つセットでの検討を呼びかけている。
委員	指標「都市景観形成地域指定数」の目標値が20となっている。地区計画の決定地区は30数地域だったと思うが、20は少ないのではないか。
都市整備室長	今後は原則「地区計画」「景観形成の地区指定」をセットで考える。すでに「地区計画」だけ作っている地域については、「景観形成の地区指定」についても呼びかけていく。ただ建築基準法とリンクしている「地区計画」と違い、新たに「景観形成の地区指定」だけに取組んでもらえる地域はなかなか無いのが実情。
委員	都市ブランドを高めていくという施策だが、どのような指標をもって成果を測るのか。
都市整備室長	地域でアンケートをとったことがあり、景観保全による資産価値の変化について尋ねた項目があるが、3分の2を超える住民が、景観保全により資産価値が高まったと考えているという結果が出ている。住宅都市である宝塚市としては、住民の満足度が上がることが一つの指標であると考えている。
委員長	本施策展開の方針は全体のビジョン作り、次の「2 魅力的な都市景観の維持・形成につながる環境づくりに努めます」は、ビジョンの実

<p>都市整備室長</p>	<p>現化だが、設定されている事務事業をみるとまったく同じものが出ているが。これには若干違和感を覚える。この二つの施策展開の方針は分ける必要があるのか。</p> <p>本年3月に都市景観条例を改正している。取り組みの一つに景観計画の策定があるが、これがビジョン作りの部分。景観計画の中で、地域の指定や建物の指定について定めており、「景観形成の地区指定」を増やすためには、まず景観計画の改正が必要になる。確かに二つの施策展開の方針の境目は分かりづらい。</p>
<p>委員</p>	<p>今後は「地区計画」「景観形成の地区指定」「まちづくりルール」3つセットでということだが、単純に説明を聞くだけでは住民にとっては分かりづらい。自分たちの地域の経験から言うと、自分たちの地域をどうしたいのか、そのための障害は何かを、地域で洗い出していく中で、市の担当者のアドバイスなども受けながら、結果的に「地区計画」「景観形成の地区指定」「まちづくりルール」にたどり着いた。今後、地区数を増やしていくためには、自分たち自身で「地区計画」「景観形成の地区指定」「まちづくりルール」の意味や価値に気づく必要がある。市は「3つセット」を押し付けるのではなく、住民側の理解と自主性をサポートするというスタンスが大事だと思う。</p>

『2 魅力的な都市景観の維持・形成につながる環境づくりに努めます』	
委員長	景観計画の対象となりうる地区はどれくらいあるのか。
都市整備室長	市内全域が対象。「景観形成地域」は現在14箇所。更に5地区が指定待ちの状態。
委員長	5地区は問題なく指定されそうなのか。
都市整備室長	年度内には指定を受けられると思う。
委員	市内全域で全部が取組むと何地区になるのか。
都市整備室長	地区計画に取り組んでいる地区30数地区が対象。ただ旧条例による指定地区は、新条例での指定を受けるには、一から住民の総意を得る必要がある。現在に何かトラブルを抱えている地区ならともかく、一からやり直して指定を受け直す地区は今のところ無さそうというのが実情。
委員	確かにこの取組ば住民にとってもエネルギーがいること。住民自身が必要性を感じていないとで最後までやりきることにはできない。ただ、大変であっても門戸が閉ざされているわけではない。指定を受けている地区の状況が良好であれば後に続く地区も出てくると思う。 また、先日実施された宝塚市景観フォーラムに参加した。高名な講師の方のお話を聞いたが、本音を言うと地区計画作りのアドバイザーや、都市計画課の職員の話の方が分かりやすい。人を集め広く周知するためには講師の名前も必要なのかもしれないが、あまり敷居が高くなっても逆効果なのではないか。パブリックコメントのためのフォーラムということで参加したが、自分の中では、コメントをだす話には結びつかなかった。
委員長	事務事業評価表「都市景観保全・創出事業（景観管理事業）」中の指標欄に出てくる「地区毎の届出件数 88件」「一定規模以上の届出件数 99件」とは何か。
都市整備室長	地区で開発行為の場合は届け出が必要。景観形成地域については全ての建築計画について届出が必要。市内既指定地区14地区で88件の届

<p>委員長</p>	<p>出があった。また、500㎡以上、3階建て以上、10m超の建物については市内全域で届出が必要。この届出が99件。</p>
<p>都市整備室長</p>	<p>アウトカムを数値化するのが難しいのは理解できるが、事業の進捗度を示す指標として、少し分かりづらい。都市計画課のHPアクセス数というのも正直あまりピンとこないが。</p>
<p>委員長</p>	<p>課が所管する事業や、そのビジョンについて少しでも多くの市民に知って欲しいという意図もあり指標としている。</p>
<p>委員長</p>	<p>定量化、数値化は理解しやすい一面もあるが、こういった事業の場合は、「都市景観の保全が順調に行われていると感じている地区数」とか、そういったものでもよいのではないか。</p>
<p>委員</p>	<p>取り組む意義とその結果、地域の満足度について解答することは可能。地区の景観を守りたいという思いがあって「景観形成地域」の指定を受けるわけだから、そういった思いが反映する指標があってよいと思う。また、話は変わるが、こういった計画、条例について市が説明する際、全市的な一般論になりがち。地区計画の策定などは、住民の総意を得ていることを前提に自分の地区特有の事情や希望を、計画に盛り込むことも可能。実際のところ、自分たちに任せてもらい、自分たちの計画を作れたという印象を持っている。</p>
<p>委員長</p>	<p>「地域の意向反映」「住民満足度」の高低がそのまま事業の評価ではないが、少しでも現実味のある指標になるのではないか。</p>

『3 屋外広告物について、地域の雰囲気と調和するよう規制・誘導します』	
委員長	事業の概要について簡単に説明して欲しい。
都市整備室長	広告にも出してよい広告、出してはいけない広告がある。出してよいものは区域区分、総量規制、面積規制などが決められている。出してはいけないものは、代表的なものがいわゆる「捨て看」。違反している広告について簡易除去を行う。
委員長	ボランティアだけで対応しているのか。市職員も除去作業を行うのか。
都市整備室長	交通量が多く危険な場所などは委託している。ボランティア団体には、自分たちの地域内で活動する団体や、地域横断的にクレジット会社の広告に限って除去している団体などがある。市に通報等があり至急の対応が必要な場合は市職員が撤去を行う。
委員長	事務事業中に除去委託に関するものが見当たらないが。
都市整備室長	屋外広告物事務推進事業の事業費に委託費用も含む。
委員長	事業費はほぼ委託費なのか。
都市整備室長	ボランティアに除去のための道具を貸したりするのでそういった費用も入っている。
委員長	全体のボリュームで見ると、委託とボランティアは割合的に何対何ぐらいか。
都市整備室長	ボリュームでいうと圧倒的に委託分が多い。
委員長	ボランティア団体に地域的なもの、分野的なものにムラがあるとか、もっと違反広告物について周知・啓発が必要とか、そういった状況はあるか。
都市整備室長	違反広告物が多いのは幹線道路沿い、商業系の地域。中にはクレジット会社等特定の広告に特化して、広域的に活動している団体もあるが、

<p>委員長</p>	<p>大半のボランティア団体の活動拠点はどうしても住宅地になる。また、活動頻度は年1回、2回程度が多く委託に比べて割合は小さくなる。</p> <p>団体としてではなく個人ボランティアでもいいのか。</p>
<p>都市整備室長</p>	<p>道路上での作業など危険を伴う場合は、除去役と安全確認役に分かれるなど、一定配慮が必要になる。以前に看板を撤去しようとして車に接触するなど事故もあった。基本は複数人で対応してもらっている。</p>
<p>委員長</p>	<p>何でも行政が直営でやるのではなく、できることは民間に任せる。広告物撤去だけではもったいないとも思う。ただ、あまり大人数だと動きにくい場面もある。少人数の団体も積極的に活用してはどうか。</p>
<p>委員</p>	<p>こういうボランティアがあるとは初めて聞いた。どういった人が手を上げるのか。</p>
<p>都市整備室長</p>	<p>基本的に自治会内で組織されるケースが多いようだ。取ってよい広告、取ってはいけない広告の別や、安全管理などについて研修を受講してもらい、活動証を渡している。ただ最近では活動が沈滞気味。取っても取ってもきりが無いというのもあるようだ。</p>
<p>委員</p>	<p>ボランティアも車で撤去物を運ぶのか。</p>
<p>都市整備室長</p>	<p>委託業者はダンプ等で撤去物を運んでいる。ボランティア団体には撤去物は一定の場所に集めておいてもらい、後で業者か市が回収している。</p>
<p>委員</p>	<p>地域には大勢課題を抱えた若者がいる。障害を持っていたり、コミュニケーションが苦手だったり。そういった若者も目的があれば朝起きられるし行動できる。月1回でもグループでそういった活動に参加できれば、若者の課題だけでなく、地域美化やボランティアの高齢化といった課題の対応策にもなるのでは。</p>
<p>委員長</p>	<p>同感である。屋外広告物除却は一定法律の理解も必要となってくるが、草引き等なら中学生などでもできるはず。ボランティアに関わる人材についてどんどんリフレッシュしていかないと続かないのでは。そうい</p>

<p>委員</p>	<p>う観点からもっと広くボランティアを募ってはどうか。</p> <p>成果が数で見える。周りからありがとうと言われることは、課題を抱えた若者にとって大きな励みになる。</p>
<p>委員</p>	<p>こういうボランティアがあることを初めて知った。自治会では基本1年交代で人が入れ替わる。認定証を取って地域の活動をしませんかと発信していくことで、これまで自治会に関わらなかった人も参加してくれるのではないか。そういったアピールを続けていくことが重要。簡単な講習を受けて数人で始められることを知ればやる人も出てくると思う。</p>

『1 地域の特性に合った公園整備を進めるとともに、協働による適切な管理に努めます』	
委員長	市内の公園の種類、数について教えて欲しい。
公園緑地課	総数 304。街区公園 285、近隣公園 9、地区公園 3、運動公園 1、風致公園 1、都市緑地公園 5。全体的に小さい公園が多い。
委員長	小さな公園とういのはいわゆる児童公園のことか。
公園緑地課	児童公園とはまた別。開発ガイドラインに沿ってデベロッパーが整備した公園のこと。
委員長	指標の中で、公園ボランティア制度による管理公園数の目標値が 46 となっている。公園の全体数に比して少ないのではないか。
公園緑地課	公園管理のボランティア団体については年 3、4 団体程度は増やしていきたいと考えている。ただ、面積が広がるとボランティア団体に任せるのは難しい。ボランティア団体による管理が適当な公園は現時点で 189 箇所と考えている。
委員	公園ボランティアとはどのような制度か。
公園緑地課	平成 18 年度から取り組みを始めている。全てを市が管理するのではなく、公園に愛着を持ってる地域の自治会の方々に、清掃、草刈、水やりといった公園管理をお願いし、手数料の形で管理費を支払っている。公園アドプトと呼んでいたが、公園ボランティアとの名称に改めた。地域特性に応じた公園管理をお願いしている。
委員	189 箇所の公園が対象で、取組可能な自治会が手を上げ協定を結べばよいということか。
生活安全室長	その通り。
委員	協定を結んでいない公園は市が管理しているのか。
生活安全室長	市がやっている。

委員	アドプト制度という、花壇を作ったりある程度自由度がある代わりに公園管理全般も行うものだと思っていた。
公園緑地課	市内で唯一、長尾台にある公園で、公園ボランティアが公園を整備し直し、花壇を作るなどの取り組みを行っている。だが、そこまでやるには熱意、マンパワーはもちろん、知識と技術がいる。
委員	自分たちの地域で公園の管理を行いたいと考えたことがあった。しかし自分たちの地域は斜面地が多く、最終的には協定を結ぶまでには至らなかったが、地域でも公園をよいものにしていきたいという思いはある。地域で独自に草刈、剪定を行おうとして、公園緑地課が委託している委託業者の草刈と重なってしまうこともある。その辺り、市の公園管理と地域活動がもっと上手くリンクできないか。また、公園ボランティア制度自体も、もっと効果的にアピールしていくべきではないか。
生活安全室長	上手く調整できていなかった。今後検討していきたい。
委員	公園ボランティア制度を知っているのは比較的大きい公園がある地域だけではないか。もう少し上手く自治会とコンタクトを取って欲しい。
委員	「評価及び今後の展開」の中で、「新たな公園の整備が課題である」とあるが、街区公園を整備していくのか、それとも大規模公園か。
生活安全室長	公園の種類にはこだわっていないが、阪神間の中では市民一人当たりの都市公園面積が平均を下回っている。今後増やしていきたい。
委員長	宝塚の市民は本当に公園が少なくて困っているのか。住宅地には公園があり、市の真ん中に武庫川が流れており河川敷公園があつて、山の緑もある。新たな公園整備が本当に必要なのか。
生活安全室長	確かに河川敷公園等も含めて考えれば数字は変わってくる。
委員長	感覚的には公園と呼べるものがたくさんある気がする。新たな公園を作るなどと言わないが、意見の一つとしてその点述べておきたい。

『2 市街地での緑化(花)を推進し、都市ブランドを高めていきます』	
委員長	花と緑の市民活動推進事業の中身について教えて欲しい。
公園緑地課	地域のボランティアの方々の協力を得て、市内緑化啓発を行う。安倉のフラワーガーデンが市内緑化の拠点となっており、花苗を育て市内各所に配っている。現在 109 団体が道路及び公園花壇の管理を行っているが、団体には花苗を配り、緑の募金還元金 2 万円を交付するなど、支援を続けている。また、啓発事業として花と緑のフェスティバルを開催している。
委員長	地域緑化団体とはどういったものか。
公園緑地課	制度的には古く、任意の民間団体で、おおよそ 10 人以上のメンバーで、地区モデル指定を行った上で地域緑化団体として登録、市内緑化に活躍していただいている。無償であるが、花苗の配布等、市としても支援を続けていく。
委員長	花苗を貰って道路脇のプランター等に植えて育てるといった活動内容か。
公園緑地課	公園や、道路残地等に植えているケースが多い。その上で水やり等の管理をしてもらう。
委員	公園ボランティアの方に花を植えてもらう、管理してもらうわけにはいかないのか。地域緑化団体と公園ボランティア、課内で横串を通して整理してもらえば、もっと効率的に緑化・公園の管理が行えるのではないか。また、総合計画の緑化・公園の施策の中に、ボランティアの高齢化、後継者不足が問題とあるが、それに対する事務事業が見当たらない。全ての事業に係ることなので、全体の時に話そうと思っていたことだが、ボランティアがいなくなれば市の事業が成り立たなくなり、職員に仕事として降りかかってくるのだから、リーダー研修などの対策を早急に検討を行うべきではないか。阪神シニアカレッジには園芸コースがあり、多くに人が学びに来ている。卒業生に花壇の管理をお願いするなど外部との連携も考えてはどうか。

公園緑地課	公園ボランティアと緑化団体の連携について、花は好きだが清掃までは嫌だとか、花は手間がかかるからとか、色々な方がいる。ただ今後はできるだけ両者の連携、連動を考えていく。また、県緑化施策など、県民みどり税の充当先が減っているようで、そういうものも有効に活用していきたいし、阪神シニアカレッジの卒業生等、潜在的な人材についても活用していきたい。
委員	自分の地域に地域緑化団体に登録したいというグループがあった。特に花苗や助成は必要なかったが、市の管理地であり勝手に花を植えてはいけないということで登録の用紙を提出した。その後受理とも不受理とも言ってこないまま 2 年半ほどすぎ、仕方なく自治会から問い合わせた。また近くに水道が無いと駄目とか、花苗を貰っていく必要があるとか、講習会に参加しなければならないとか制約が多い。自分の地域の場合、本来場所だけ借りられればいいのだが、市の土地で勝手に何をやっているのかといわれると困るので課に相談したところ、登録をすすめられて、メンバー 10 名の氏名住所まで届け出た。市は本当に緑化団体を増やす気があるのか。
公園緑地課	代表者の方には、場所が急傾斜地であり管理が難しいのではと連絡を差し上げている。また散水栓は設けさせてもらうので近くに水道が無いとだめということはない。講習会も特に必要無いし、花が好きで管理をしていってもらえるならそれでよいと考えている。
委員	住民がわがままなのかもしれないが、熱があるうちにすばやく対応しないとやる気は失せてしまう。申し出たがあったときに適切に対応しないと、こういった団体は増えないのではないかと。
委員長	指標の中に生垣助成件数とあるが、宝塚市としてはあくまでも生垣は緑化であり防災の目線は無いのか。また、都市ブランドに関する指標があるとよい。市民ボランティアが花を植えるということ自体はいろんな自治体でやっている。これをブランド化につなげるにはもう 1 段工夫がいるのではないかと。
委員	緑被率が一つの指標になるのではないかと。
委員長	都市部の自治体なら緑の多いまちというのがブランドになるかもしれ

委員	<p>ないが、宝塚は山間部を多く抱えており、緑化即ブランド化にはならないと思う。</p> <p>余談だが車で宝塚に来る際、道路の植え込みの花がとてもきれいで、印象に残っている。そういった細かいことを積み重ねることでブランド化は図れるのではないか</p>
----	--

『3 緑地や里山の保全・再生、管理に努めます』	
委員長	緑化・公園という目線で里山をみているようだが、林業とか、山荒れ、竹林云々といった話は全てこの施策で対応するのか？
事務局	林業は無い。また、全てこの施策で対応するというわけではない。
委員	山はほとんど民地なのか。
生活安全室長	民地が多い。
委員長	そのうちどれくらいを行政で管理していくのか。
生活安全室長	管理するのは官有地に限って考えている。
委員長	この施策展開の方針でいう緑地、里山は、基本的には行政が管理する緑地、里山という前提で評価を進める。
委員	『2 市街地での緑化(花)を推進し、都市ブランドを高めていきます』は南部市街地、この施策展開の方針は北部の里山を想定しているのかと思ったが、事務事業構成を見るとほぼ同じ内容になっており違和感を覚える。また民地は対象外とのことだが北部はほとんど民地なのではないか。その利用については市でやれることも多いはず。公園面積が足りないといった話もあったが、所有と利用は切り分けて、所有者と契約を結ぶなどして森林公園、里山公園的な利用も考えられるのではないか。
委員長	山間部の民有地管理に市が手を出さざる得ない状況というのが他の自治体ではあったりするが、宝塚の里山管理の現状はどうか。
公園緑地課	長尾連山には多くの官有地がある。防災観点から購入したものや、開発の残存地など。中山台ニュータウンの残存地については、市に移管されているが、地域が「やしゃぶし」の伐採や草刈等を行っており、市は刈った草の回収を行うなど。地域と市の間で良好な協働体制が作られている。桜の園や北雲雀などボランティア団体との良好な関係の下、適切に管理されている。

委員長	官有地の管理について、県や国の所有地も市に委ねられているのか？
公園緑地課	もちろん全て市が管理しなくてはならないわけではないが、緑地法や近郊緑地の関係などもあり、市だ、県だ、国だと切り分けづらい部分もある。国有林でいうと北中山の上辺り。県で言うと六甲グリーンベルトで取得した土地、市有地は中山台やすみれガ丘等の開発残存地。市有地は基本的に公園緑地課の所管。公園にはできないような急傾斜地などもある。
委員長	確認だが市が行ってきた里山管理をボランティア団体に引き渡していくのではなく、これまで何もしていなかった里山等にボランティアが入って行って管理を行うことで、よりよい里山、緑化保全が期待できるということか。そういうところに入っていくボランティアを増やしたいということか。
公園緑地課	その通り。
事務局	総合計画の「緑化・公園」施策の中にも記述があるが、六甲・長尾山系で市や県の保有する自然緑地では、管理が十分に行えず環境が悪化しているところもあり、地域で自然緑地を管理するような活動の継続と拡大を目指す一としている。
委員長	現在の4団体でどれくらいの緑地保全、里山保全が為されていると判断しているのか。正直今ひとつピンとこないのだが。
委員	その4団体の中に中山台コミュニティの緑化環境対策部があるとのこと。その活動内容に関して国から表彰を受けたようだが、緑化環境対策部には市から事業費として50万円がでていると聞いている。これはどの団体にもでているのか？
公園緑地課	市が本来すべき部分を住民に担ってもらっているという観点から補助金を出している。4団体で補助金を出しているのは中山台のみ。
委員	50万の助成は緑化環境対策部に直接入るようだが、中山台コミュニティには現在12の自治会があり、全てが緑化環境対策部の活動趣旨に賛同しているわけではないことを知っているか。やしゃぶしの件に関し

	<p>ては一定各自治会が合意しているが、やしゃぶしがほぼ無くなった以後の活動に関しては、各自治会の里山に関する思いもまちまちで、意を一にできていない。緑化環境対策部への市の補助金は長く継続されているようだが、他の活動団体の場合、市の助成金に手を上げようにも事業ごとにプレゼンなどが求められ、非常にハードルが高くなかなか確定に至らない。このような現状の中、緑化環境対策部だけ決まって50万の補助金がだされる現状は、地元の立場で言えば、たいへん有難いことだが、委員として全市的に考えると理由が立たないのではないか。</p>
公園緑地課	<p>詳しく調べてみないと分からないが当時の経緯もあろうかと思う。</p>
委員	<p>50万の補助金は、12自治会全部の賛成が前提ではなく、緑化環境対策部の活動に対して出していると理解してよいか。</p>
公園緑地課	<p>その通り。</p>
委員長	<p>里山の管理について、どこまで市が管理すべきなのか、この評価からは正直見えづらい。しかし時間も無いことであるし、議論はひとまずここで置くこととしたい。</p>
委員	<p>最後に確認だが、自分たちの地域の官有地を自分たちで管理したいという団体が出てきたときは、中山台コミュニティ緑化環境対策部と同様の補助金を検討してもらえるのか。</p>
公園緑地課	<p>それぞれ個別の事情もあろうかと思うが、本来補助制度は広く適用されるべき。ただ、今のところ同様のコミュニティが出てきた場合の取扱いについて意思決定できていない。</p>
委員	<p>地域の緑化活動を目的に、ボランティア団体が官有地の緑地・里山を維持管理していく。市はそういう団体が増えること自体を望ましいことだと考えているのか。</p>
公園緑地課	<p>当然そう考えている。中山台コミュニティ同様の補助ができるかどうかはこの場で確約できないが、他の団体同様手数料を支払う形での支援はできる。</p>

委員	<p>中山台コミュニティエリアでは、市民だけでなく業者も入れて緑地帯などを整備している。このように緑地・里山保全は市民だけでは難しく、業者に入ってもらい必要も出てくる。そうするとお金の問題が絡んでくる。やろうという団体が出た場合、市の金銭的な援助がなければ、話を進めることは難しいと思う。ぜひ、同様の活動をしたいと考える他団体への助成も検討していただきたい。</p>
----	---

『1 環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、ごみの減量化・資源化を推進します』	
『2 安全で効率的なごみ処理をめざします』	
※この2つの施策展開の方針については、関連性が高いことからまとめて審議することになった。	
委員	（委員長が教育委員会の外部評価委員会に出席するために退席され、委員が委員長を代行される。） それでは、1番の施策展開の基本方針について、ご意見をお願いします。
委員	指標を見ると、単年度であるが、ごみの量が増えたりして、全指標が悪化している。取り組んでいる事務事業数が少ないと感じるが、「ごみの減量化」、「資源別回収化」といった事業を増やす等の取り組みが必要ではないか。
クリーンセンター 所長	平成19年度から、プラスチックごみの分別収集に取り組んでおり、平成18年度以前と比較すると、「ごみの排出量」、「資源化率」等の数値が格段にアップしてきており、平成19年度から平成22年度の間は、数値は順調に推移してきた。今回の数値の悪化の原因については、今後の推移を見ながら、慎重に分析する必要があると考えており、その結果の如何に応じて、事務事業のてこ入れに等についても考えていきたい。
委員	今後は他都市を参考にして、ごみ収集の細分化や事業系のごみについて、事業者への指導徹底に取り組む等の新しい対応が必要と考えるが、どうか？
企画経営部長	事務事業が少ないという点については、事業を再掲すれば良いと考える。事業をやっていないのではなく、「塵芥収集事業」、「分別収集事業」等の事業を挙げる必要がある。
クリーンセンター 所長	市の廃棄物処理については、一般廃棄物処理基本計画に基づいており、5年毎に見直しを行っている。前回は、平成19年度に見直しを行ったが、丁度、本年が見直しの年に当たっており、現在、審議会を通じて一般廃棄物処理の減量等に向けての市の取り組みについて、計画の見直しを行っており、ご指摘の点についても十分に検討したい。
委員	ごみゼロ推進員の地域での散らばり具合と、ごみ減量に向けての集団

	<p>回収の推進については、リンクした取り組みとなっているか、その点について教えてほしい。</p>
<p>クリーンセンター 所長</p>	<p>ごみゼロ推進員については、各自治会より推薦をいただいているが、概ね 100 世帯に 1 人の割合で、マンション等については、各々 1 棟で各 1 人を目安に就任いただいている。</p>
<p>管理課長</p>	<p>ごみゼロ推進員自体は、後発の制度であり、集団回収奨励金制度は、老人会や子ども会に取り組んでもらっている集団回収を支援することを目的としている。</p>
<p>委員</p>	<p>ごみゼロ推進員は、自治会等の組織とリンクしていると考えて良いか？</p>
<p>委員</p>	<p>ごみゼロ推進員の自治会への選出依頼があったのは、ごみの分別収集が始まった時であった。ごみゼロ推進員は、ごみの分別収集方法について、地域住民に周知を図っておられた。</p> <p>ごみゼロ推進員には、年に 2 回講習があって、講習で学んだこと（例えば、「分別収集の必要性」、「焼却炉の状況」、「ごみの再生利用」等）を地域に還元するという役割があったが、去年、一昨年とそういった取り組みがなされていないと思うし、ごみゼロ推進員の選出依頼も来ていないように思うのだが。</p>
<p>クリーンセンター 所長</p>	<p>ごみゼロ推進員の推薦は、毎年自治会へ依頼し、委員を選任しているが、講習については、実施できていない。</p> <p>指標数値が悪化した一つの要因かもしれない。</p>
<p>委員</p>	<p>自治会から選出された方は、任期が決まっているので、どうしても新しい人へと委員が替わっていくことになる。講習を重ねていくことで、多くの方に市の取り組み知ってもらうことができる。</p> <p>また、集団回収については、ごみゼロ推進員に任せている自治会もあるようだが、特に行政から、ごみゼロ推進員とリンクして実施してほしいとの要請はない。単位自治会が集団回収実施に踏み切る際に、どこの回収業者を使えばよいのか、分からず困ることがある。特に缶・ビンの回収について、どの業者に頼めば良いのかわからない。集団回収を実施する団体が増えれば、市に持ち帰ってもらう、ごみの排出量</p>

<p>管理課長</p>	<p>を減らせると思う。</p> <p>クリーンセンター管理課に、集団回収の際、どの業者に依頼していいのか分からないとのお問い合わせをよくいただく。その際は、市のデータベースにある事業者の紹介をさせていただいているが、缶・ビンの回収については、なかなか事業者がないのが実状である。しかしながら、集団回収は、市が回収するよりも、回収量について非常に効果があるという実績も上がっており、市としては、今後もどんどん進めて行きたいと考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>集団回収を増やすということであれば、業者の紹介を市が積極的に行い、回収手続き等が面倒でないということをもっとPRすることにより、参加する自治会等がもっと増えてくると思う。</p>
<p>管理課長</p>	<p>本年10月より改正条例施行により、ごみの持ち去りについては、禁止となるが、その説明も兼ねて自治会連合会に集団回収の推進についてお願いをしたところ、集団回収について10団体ほど増加することができた。しかしながら、全体として回収量は減少傾向となっている。これは、新聞の購読者が減っていることと、新聞自体が減量化していることによるものであると考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>単位自治会の会長は1年で替わっていくところも多いので、定期的に市より声がけしてもらうことで、集団回収の効果が上がってくると思う。</p>
<p>管理課長</p>	<p>集団回収について、団体の構成人数を引き下げるなど、多くの方が参加いただきやすいように市も取り組みを進めているので、引き続きご協力をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>資源化率40%の根拠と算出方法について教えてほしい。</p>
<p>管理課長</p>	<p>一般廃棄物処理基本計画でごみの資源化率40%を現在の目標値として設定していることから、指標の目標値として採用しているが、平成23年度の数値29.5%は、20万人規模の都市としては、トップレベルの数値となっており、それを更に推進していくことを目標として掲げている。計算方法としては、市に持ち込まれたゴミの総量と集団回収</p>

委員	<p>量を足した量を分母とし、クリーンセンターでリサイクルできたゴミの量と集団回収量を足した量を分子として、数値を出している。</p> <p>1 番の審議については、以上とし、2 番の審議に移るので、ご意見をお願いします。</p>
委員	<p>この施策を構成する事務事業の内、特に大きな事業として、新ゴミ処理施設の設置があると思うが、平成 32 年度から稼働させるということで、どこに設置するのかということや、地元との協議は進んでいるのか等の進捗状況について教えてほしい。</p>
クリーンセンター 所長	<p>新ゴミ処理施設の稼働については、平成 36 年度からの稼働を目指すことにしている。現ゴミ処理施設については、精密機能検査により、基幹設備の改修工事と適切な維持管理を実施することにより、平成 35 年迄の稼働が可能と判断されている。新ゴミ処理施設については、10 年程度をかけて整備していくこととしており、市民や知識経験者に参加いただき、施設整備を検討していくことになるが、今年度はそのための市の原案を作成し、今後の進め方も含め検討することとしている。</p>
委員	<p>今年度は、市民を含めず、庁内だけで進めていくということか。</p>
クリーンセンター 所長	<p>先進自治体の取り組みを見ても、様々な進め方があり、構想案程度を示して市民に参画いただいている例や、施設規模、予定地等の詳細を示して、市民に参画いただいている例もある。そういった協議方法も含めて今年度に原案を作成し、来年度以降から、市民にも参画いただく中で協議を進めて行きたい。</p>
委員	<p>ゴミ処理施設について、市単独で造るのか、それとも広域行政を利用して造るのか、それによって市の財政負担も変わってくると思うので考えを聞きたい。</p>
クリーンセンター 所長	<p>市単独施工とするのか、広域による共同設置施工とするのか、運営についても、市単独で運営するのか、P F I といったような手段を利用するのかという点についても、十分に検討した中で、市としての案を今後、示したいと考えている。</p>

委員	新しいゴミ処理施設の設置目的は、現行施設の老朽化による設置理由からなのか、それとも新しい機能を拡充していくための新設設置が理由であるのかどちらか？
クリーンセンター 所長	現行施設は、昭和 63 年度に設置されたものであり、基本的には老朽化に伴う建替えを行うという趣旨である。
委員	協働の取り組みとして、市とクリーンセンター周辺協議会ということで、11 自治会・団体という記載があるが、これは新しいゴミ処理施設の設置に向けて、すでにこれらの団体に声掛けされているということなのか？
クリーンセンター 所長	現行のごみ処理施設が建設されたときに、近隣自治会で対策協議会が作られ、協議会と市が当時に、環境保全協定等を締結し、市が毎年、施設の運営状況について例えば「ダイオキシンや煤塵の数値」、「クリーンセンターの施設改修状況」を報告させていただいているということである。
委員	新ゴミ処理施設のための協議会でないということは、理解したが、よく、行政から自治会への説明については、ある程度、すべての計画が煮詰まってから提示されることが多いが、最初の計画段階で、近隣に声掛けをしたり、自治会組織を利用して意見集約を図る等、早い段階で市民の意見が反映できるような対応をお願いします。
委員	新規の施設の設置に向けて、審議会を開催したり、具体的に進めていくのは何年度からの予定か？
クリーンセンター 所長	市としての案が出来次第ということになるが、来年度以降に組織を作って、進めて行きたいと考えている。
事務局	場所についても、もう少し説明が必要であると思うが。
クリーンセンター 所長	場所については、現在は白紙の状況である。白紙の状況で用地の検討も含めて、議論を進めて行きたいと考えている。
委員	なおさら早く、市民と共に検討していくということを打ち出していく

委員	<p>ことが必要である。</p> <p>まとめとして、1番の施策の展開方針については、リサイクル事業等の事務事業の追加、また、ごみゼロ推進員、集団回収の積極的な展開について考えられるのではないかと意見があった。</p> <p>2番については、現在の取り組みについては、問題はないが、新ゴミ処理施設の設置に向けて出来る限り早い内に、市民との協議を始めるとい意見があった。</p>
----	--

○その他	
委員	以上で、本日の審議分野を終えたが、全体を通じての意見等はないか？
委員	全体の施策を通じて感じたことだが、委員の指摘にもあったが、これから市の施策を推進していく上で、ボランティアが占める部分が非常に大きいと感じている。そんな中で、少子高齢化、担い手の育成をどうしていくのかということが大きな課題であると思う。
委員	少子高齢化が進む中、現行のシステムに無理がある中では、確かに大きな課題であると思う。そういったことも念頭に委員会としての意見をまとめていきたい。 それでは、次回の委員会について、事務局より連絡事項があれば、お願いします。
事務局	次回の第5回委員会は、9月5日（水）18時00分から20時30分の予定で、3-3会議室で開催する。施策分野としては、「環境保全」、「都市美化・環境衛生」の2つであり、施策展開の方針は6つの予定であるので、よろしくをお願いします。
委員	本日も長時間に渡ってありがとうございます。 本日はこれにて終了する。